

平成 25 年 7 月 17 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進につきましては、平成 25 年 6 月 15 日付け福岡県医発第 796 号 (地) において通知しておりました通りですが、今般、福岡県福祉労働部保護・援護課より、別紙の通り福岡県における取組状況及び協力依頼が本会に参りましたので、改めてご連絡申し上げます。

これは、生活保護受給者に対し、処方医が一般名処方または銘柄名処方を行っている場合であって、後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を原則として使用する取扱いとするものであり、それに伴い、福祉事務所及び生活保護法指定薬局 (以下、指定薬局) において、下記の通り様々な取組がなされることとなっております。

本件に関して、指定医療機関においてはこれまで同様、処方に関する医師の裁量権は守られており、「処方医が後発医薬品への変更を不可」としている場合には、取組の対象とはならず、これまでの対応と変更はありませんが、当該取組について、貴会におかれましてもご了承くださいますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本会と致しましては、昨年度実施された生活保護受給者への後発医薬品使用促進事業の検証が十分になされていないことに加え、生活保護受給者への医療の制限ともとれることから、平成 25 年 7 月 11 日開催の第 11 回全理事会で協議の結果、周知に関しては協力を行うが、本取組を容認したものではない旨、福岡県福祉労働部保護・援護課に申し入れをしております。

記

1. 本取組の基本的な考え方

生活保護制度において、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって、後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を原則として使用する。

2. 福祉事務所での取組

別添 1 及び別添 2 を用いて、生活保護受給者及び生活保護法指定薬局 (以下、指定薬局) に周知徹底及び協力依頼を行うとともに、本取組の該当者であるにもかかわらず、引き続き先発医薬品を希望している生活保護受給者のうち、先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断した場合には、当該生活保護受給者に対し、服薬指導を含む健康管理指導を行う。

3. 指定薬局での取組

当該取り組みの基本的な考え方に則って調剤を行うとともに、本取組の該当者であるにもかかわらず引き続き先発医薬品を希望する生活保護受給者に対しては、先発医薬品を希望する事情等を確認した上で、一旦は先発医薬品を調剤し、その旨を別添3を用いて福祉事務所に報告を行う。

4. 本取組における責任の所在について

生活保護受給者と指定医療機関及び指定薬局との間に、本取組によるトラブルが生じた場合、本取組の実施主体である福祉事務所が責任をもって対応することとする。

25保援第1342号

平成25年7月11日

福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部保護・援護課長
(保護医療係)



生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する
取扱いについて（協力依頼）

平素から生活保護行政の適正な運営にご協力いただき深謝いたします。

さて標記のことについて、福岡県では次のとおりの取組を予定しておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 基本的な考え方

生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を原則として使用することとする。

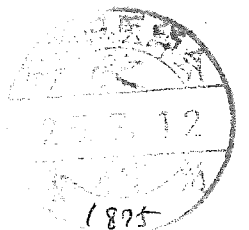
2 生活保護受給者に対する取組

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、別添1のリーフレットを用いる等により、上記基本的考え方や薬局における取組について十分に周知徹底を図る。

3 指定薬局に対する取組

県は生活保護法の指定を受けている薬局（以下「指定薬局」という。）に対して、別添2のリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明する。

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤することとする。



生活保護受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組内容について理解を促すものとするが、引き続き先発医薬品を希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤する。この場合に、指定薬局はその事情等を確認するとともに、別添３の様式に記録する。

イ 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、薬剤師の専門的な知見やその時点の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することはあり得るものであること。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努めるものとする。

こうした場合においても別添３の様式に先発医薬品を調剤した事情等を記録する。

ウ 指定薬局は、上記アで記録した様式（別添３様式の先発医薬品を調剤した事情４～９に該当するもの）について、福祉事務所へ送付する時期は、調剤券の請求時等の連絡事務に併せて行うなど、指定薬局において過度の負担にならないよう配慮する。

４ 後発医薬品を使用していない者への対応

福祉事務所は、上記３のウにより指定薬局から送付された先発医薬品を調剤した理由の記録について、明らかに先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、当該生活保護受給者に対して服薬指導を含む健康管理指導を行う。

５ 本取組は、処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は、対象外としているものであること。

６ 本取組の実施主体は福祉事務所であり、生活保護受給者と指定医療機関及び指定薬局との間において、本取組によるトラブルが生じた場合、福祉事務所は責任をもって対応する。

こうはついやくひん
後発医薬品について

くすり
Q. どんなお薬なの？

こうはついやくひん
後発医薬品は、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、
せんぱついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふく くすり
先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

き め あんぜんせい だいじょうぶ
Q. 効き目や安全性は大丈夫？

せんぱついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう
先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等である
げんせい しんさ あんしん つか
ことを厳正に審査したものですので、安心して使うこと
ができます。

つか
Q. みんな使っているの？

せんぱついやくひん ていかかく いりょう しつ お
先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を落とす
いりょうひ さくげん
ことなく、医療費の削減につながります。

おうべい はばひろ つか にほん ぎょうせい
欧米では幅広く使われていて、日本でも、行政や
いりょうほけん くにぜんたい ふきゅうそくしん と く なか
医療保険など国全体で普及促進に取り組んでいます。

せいかつ ほご つか
Q. 生活保護では使われているの？

くにぜんたい こうはついやくひん ふきゅうそくしん と く なか
国全体で後発医薬品の普及促進に取り組んでいます。

このため、医師が専門的な判断に基づいて、後発
いやくひん へんこう みと ばあい げんそく こう
医薬品への変更を認めている場合は、原則として後
はついやくひん しょう せいかつほご
医薬品を使用させていただくことにより、生活保護で
ふきゅう そくしん
普及を促進していくことにしています。

こう はつ い やく ひん
後 発 医 薬 品 に つ い て、
わからないことや不安なことが
あるときは、福祉事務所や
い し やくざい し そう だん
医師または薬剤師に相談
しましょう。

* 次の団体でも後発医薬品に関する一般的なご質問
にお答えします。

- ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
くすり相談 TEL 03-3506-9457
- ・公益社団法人 日本薬剤師会(火・金)
消費者くすり相談窓口 TEL 03-3353-2251
- ・日本ジェネリック製薬協会
Pmda TEL 03-3279-1890
- ・一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会
TEL 03-3438-1073

いし こうはついやくひん へんこう みと
医師が後発医薬品への変更を認めている場合は、
原則として後発医薬品を使用して
いただきます

生活保護を受給している皆さまへ

福岡県

厚生労働省

生活保護を受給している皆さまに後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用して頂くことを
お願いしています。

医師が後発医薬品への
変更を認めている場合は
原則として使用していた
だくことにしています。

福祉事務所等からの依頼に
より、薬局は、後発医薬品
の使用に同意していただ
かない場合に、その理由等
をお伺いし、後日、福祉事務所
に連絡することになって
おります。

福祉事務所は、後発医薬
品を使用していただけ
ように、詳しくお話しを
させていただくことがあ
ります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の品質や効き目、安
全性は、これまでのお薬と同等です

国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます

このため、生活保護では、国全体で後発医薬品の普
及に取り組む一環として、医師が後発医薬品への変更
を不可としていない（一般名処方を含む）場合は、後発
医薬品を原則として使用していただくことにしています

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、積
極的に後発医薬品を使用してください

後発医薬品の使用に同意していただけない場合は、後発医薬
品以外の医薬品が調剤されますが、薬局はその理由等を確認
し、後日、福祉事務所へ連絡することになっております

後発医薬品を使用できない特別の理由等がある方は、福祉事
務所や医師または薬剤師にご相談ください

福祉事務所は、後発医薬品を使用していない方へ、個別に
理解を求めて、その使用を促していく場合があります

後発医薬品は、品質や効き目、安全性はこれまでのお
薬と同等ですので、医師が後発医薬品の使用を認めて
いる場合は、積極的に使用してください

生活保護を受給している皆さまにおかれましても、後発
医薬品の普及促進にご理解・ご協力をお願いします

※ 医師が後発医薬品への変更を認めていない場合は対象外です

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の取扱いについて
ご協力のお願い

- 国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいる中、平成25年度より、生活保護においては、医師が後発医薬品への変更を不可としていない(一般名処方を含む)場合には、後発医薬品を原則として使用して頂くことにしました。

【生活保護を受けている方へのご対応】

- 生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤されるようお願いします。

※ ご説明する際には、別添のリーフレット(生活保護受給者に配布済)を活用ください。

- また、本人が先発医薬品を希望する場合は、取組内容について理解を促して頂いた上で、それでも引き続き先発医薬品を希望する際には、その希望する理由を確認してから、先発医薬品を調剤されるようお願いします。

【先発医薬品を調剤した事情等の記録・福祉事務所への情報提供】

- 先発医薬品を希望する理由については、これを別紙様式に記録して頂くようお願いします。

※ 別紙様式は電子媒体(エクセル様式)も用意しています。ご希望の薬局は、お手数ですが下記照会先へ、ご連絡ください。

- 薬剤師の専門的な知見や薬局の在庫による都合(※)により、先発医薬品を調剤することはあり得るものと考えられますが、こうした場合についても、その事情等を別紙様式等に記録して頂くようお願いします。

※ 可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努められますようお願いします。

- 記録した先発医薬品を調剤した事情等については、定期的に、福祉事務所へ情報提供して頂くようお願いします。

※ 福祉事務所は、頂いた情報を基に、本人に対して必要に応じて後発医薬品の使用を促していきます。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用して頂くことにしています。
※ 処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。
- ③ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断している場合は、薬局は原則として後発医薬品を調剤することになっています。

医師が後発医薬品の使用が可能であると判断しているにもかかわらず、本人が先発医薬品を希望し調剤を受けた場合には、薬局は、後日、その先発医薬品を希望した理由等を福祉事務所へ連絡することになっています。

【照会先】 福岡県福祉労働部保護・援護課保護医療係 (092-643-3295)

生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況

薬局名:

No	調剤を行った年月日	受給者氏名	生年月日	公費負担者番号 (省略可)	処方医が後発医薬品への変更を不可としていない(一般名処方を含む)場合に、先発医薬品を調剤した事情等 ※4～9に該当する受給者の情報は、定期的に福祉事務所へ情報提供してください。 ※1～3の情報は福祉事務所から求めがあった際に情報提供することで差し支えありません。											
					1 薬局に後発医薬品の在庫がなかったため	2 薬剤師が専門的な知見に基づき適当であると判断したため	3 患者が過去に当該後発医薬品を使用し、不都合が生じたことがあったため	4 患者が後発医薬品の使用に不安を訴えたため	5 患者が単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため	6 患者が単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため	7 特に理由はない(理由を言わない)	8 その他の理由	9 4、8の場合に、調剤した先発医薬品名			
1				1 2												
2				1 2												
3				1 2												
4				1 2												
5				1 2												
6				1 2												
7				1 2												
8				1 2												
9				1 2												
10				1 2												